

一般財団法人大阪スポーツみどり財団 大阪市スポーツ協会設置要綱

制 定 平成 25 年 4 月 1 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般財団法人大阪スポーツみどり財団（以下「財団」という。）定款第 4 条第 1 号に掲げる事業のうち、スポーツの普及振興及び競技団体との連携に関する事業の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(大阪市スポーツ協会の設置)

第 2 条 スポーツ競技団体との連携や財団のスポーツ事業を円滑に推進するため、財団に大阪市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）を置く。

2 スポーツ協会に会長を置き、財団の理事をもって充てる。

3 スポーツ協会会長は、財団理事長承認の下で第 1 項に定める事業を円滑に推進するため、必要な業務を行なう。

(加盟団体)

第 3 条 スポーツ協会は、加盟スポーツ競技団体（以下「加盟団体」という。）により構成する。

2 加盟団体は、別途定める内規にもとづく団体とする。

3 加盟団体がその都合により脱退しようとするときは、その理由を付して会長に脱退届を提出しなければならない。

4 会長は、前項に該当する場合及びスポーツ協会の加盟団体として不適当と認められるときは、第 4 条で定めるスポーツ協会運営委員会の承認を得て脱退させることができる。

(運営委員会)

第 4 条 スポーツ協会の運営を行なうため、各加盟団体から選出されたスポーツ協会運営委員（以下「運営委員」という。）により構成されたスポーツ協会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、会長が招集する。

3 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

5 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員)

第5条 スポーツ協会に副会長を置く。

2 副会長は、会長が推薦し、運営委員会において選定する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行なう。

(顧問)

第6条 スポーツ協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が指名する。

3 会長は、スポーツ協会に関する事項について、顧問に助言等を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 スポーツ協会は、必要があるときは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称、組織及び業務は、会長が定める。

(庶務)

第8条 スポーツ協会の庶務は、財団経営政策本部総務企画部スポーツ企画課において行なう。

(その他)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、財団理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い「大阪市体育協会規約（平成21年4月1日施行）」ならびに同規約にもとづく諸規程はすべて廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。